

審 査 基 準

令和 7 年 2 月 27 日 作成

法 令 名 : 古物営業法
根 拠 条 項 : 第 3 条
処 分 の 概 要 : 古物市場主の許可
原権者 (委任先) : 秋田県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法第 4 条 (許可の基準) 第 5 条第 1 項 (許可の手続) 古物営業法施行規則第 1 条 (暴力的不法行為その他の罪に当たる行為) 第 1 条の 2 (心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を 適正に実施することができない者) 第 1 条の 3 (許可の申請) 第 2 条 (古物の区分)
審 査 基 準 : 古物営業法第 4 条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な 営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間 : 50 日以内
申 請 先 : 申請書は、営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口に 提出してください。
問 い 合 わ せ 先 : 秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課営業支援指導係 (電話 0 1 8 - 8 6 3 - 1 1 1 1、内線 3 0 4 3 ~ 3 0 4 5)
備 考 :